

岸和田市立社会体育施設再編第2期実施計画

-テニスコート編-

令和 8 年7月

岸和田市教育委員会

目次

第1章 策定の趣旨と位置づけ

- 1 計画策定の趣旨.....1
- 2 計画の位置付けと計画期間..... 1

第2章 テニスコートの現状と課題等

- 1 テニスコートの現状と課題.....2
- 2 市民意識調査結果.....9
- 3 テニスコート再編の必要性.....11

第3章 テニスコートの再編

- 1 再編方針..... 12
- 2 再編の具体的な内容..... 12

第 1 章 策定の趣旨と位置付け

1 計画策定の趣旨

本市のテニスコートをはじめとする社会体育施設は、市民の健康増進や交流の場として重要な役割を果たしてきましたが、その多くは昭和 40 年代から 50 年代に整備され、老朽化や劣化が進行している状況にあります。また、人口減少やスポーツニーズの変化、厳しい財政状況を踏まえ、施設の効率的な運営と再編整備が喫緊の課題となっています。

教育委員会では、令和 3(2021)年 3 月に「岸和田市立社会体育施設再編基本方針」を策定し、種別ごとに再編対象や実施時期を示す個別計画を策定することとしています。

本計画は、教育委員会所管のテニスコートに加え、中央公園及び浜工業公園テニスコートも含めた全テニスコートの利用状況等の確認、検討を踏まえ、再編基本方針に記している「個別施設ごとの再編計画」として、テニスコートの再編の対象施設、集約方法及び実施時期等を示すため策定するものです。

2 計画の位置付けと計画期間

本市は、平成 28(2016)年2月に、公共施設等の適正な整備と維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源の中で将来にわたって必要な整備と維持管理の両立ができるよう、岸和田市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)を策定し、総量削減も含めた維持管理の基本的な方針を示しました。また、令和8(2026)年3月には、中間見直しとして、必要な改定を行いました。

本計画は、総合管理計画の個別の実施計画として位置付けるものです。本計画の計画期間は、総合管理計画の計画期間に合わせて令和 17(2035)年度末までとします。

第2章 テニスコートの現状と課題等

1 テニスコートの現状と課題

(1)施設の概要

テニスコートは、市民の健康と体力の増進を図るとともに文化的生活向上の用に供するため、高度経済成長期に人口が急増した昭和 40 年代前半から順次設置してきました。公園施設であるテニスコートとあわせて、市内に 6 か所設置しており、長年にわたり市民の利用に供されてきました。

テニスコート概要

設置目的・主用途	【設置目的】 ○ 市民の健康と体力の増進を図るとともに文化的生活向上 ※岸和田運動広場条例第1条 ○ 都市公園の効用の向上(「人々が健康で文化的な生活を送るための機能」と「都市環境を健全に保つための機能」の向上) ※都市公園法第2条第2項 【主用途】 ○ 市民の一般利用 ○ 各種団体使用 ○ 各種テニス大会(中央公園・浜工業公園テニスコート)
設置数	○ 教育委員会所管4か所 ○ 市長部局所管公園施設2か所
設置年	昭和 40 年代前半から順次設置

テニスコート一覧表

施 設 名		位 置	竣工 又は 供用 開始	主な施設	駐車場
教育委員会所管	野田公園 テニスコート	野田町2丁目 20-18	S43	砂入り人工芝 2 面	なし
	牛ノ口公園 //	沼町 26-23	S43	砂入り人工芝 2 面 (照明有)	無料 25 台 運動広場共用
	春木台場 //	春木泉町 20-48	S53	グリーンサンド 1 面	無料20台
	葛城 //	畑町4丁目 475	H5	砂入り人工芝 2 面	無料 15 台
市長部局所管 公園施設	中央公園 テニスコート	西之内町 8	S56	砂入り人工芝 5 面	有料 公園共用
	浜工業公園 //	地蔵浜町 10	S61	砂入り人工芝 4 面	無料 公園共用

(2)施設の老朽化

テニスコートは昭和 40 年代から平成初期に整備され、令和8年(2026)時点で、30 年～60 年が経過しています。整備後経過年数別にみると、令和8(2025)年時点で、築 50 年以上が 2 か所、築 40～49 年が 3 か所、築 30～39 年が 1 か所となっています

テニスコート一覧表(築年数別)

築 50～59 年		築 40～49 年		築 30～39 年	
施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年
野田公園テニスコート	S43 年	春木台場テニスコート	S53 年	葛城テニスコート	H5 年
牛ノ口公園テニスコート	S43 年	中央公園テニスコート	S56 年		
		浜工業公園テニスコート	S61 年		

テニスコート劣化状況



照明の劣化(牛ノ口公園テニスコート)



倉庫の劣化(春木台場テニスコート)



フェンスの劣化(中央公園テニスコート)



審判台の劣化(野田公園テニスコート)

(3) 全国のテニス人口と本市のテニスコート利用者数

① 全国のテニス人口の動向

公益財団法人日本テニス協会発行の「令和 6 年度テニス環境等実態調査報告書」では、2000 年からの 20 年間で日本のテニス人口の減少幅は、人数にして 200 万人程度、割合にして約 4 割減少していることが示されています。

加えて、同報告書では、特に 10 代(若年層)における減少傾向が顕著で、ピークの 2005 年(125 万人)と比較すると 2023 年(44 万人)は 2005 年の約 3 分の 1 の規模であることが報告されています。

以上から、10 代が減少傾向にあり、10 代の層が今後 20 代、30 代の層になっていくことを踏まえると、テニス人口は今後も減少傾向で推移すると見込まれます。

② 本市のテニスコート利用者数の推移

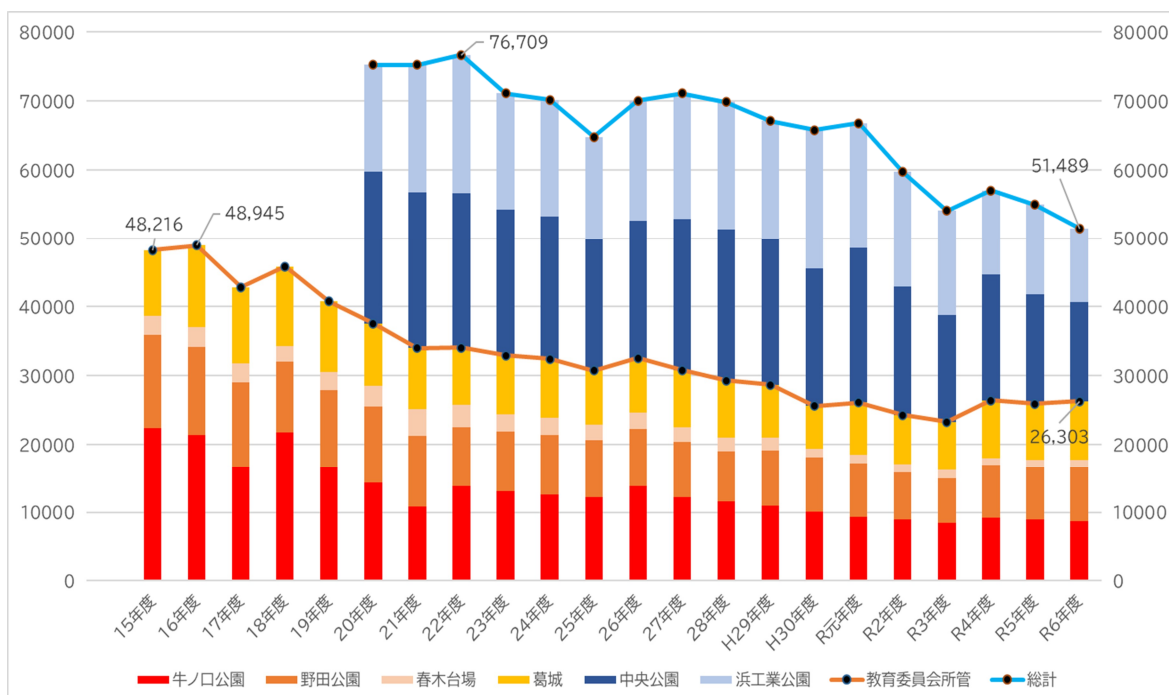
テニスコートの利用者総数は減少傾向にあります。教育委員会所管の牛ノ口公園・野田公園・春木台場・葛城テニスコートの 4 施設については、平成 15 年度から令和 6 年度の 22 年間で、年間利用人数が平成 16 年のピーク時に比し約 46%の減少となっています。

中央公園と浜工業公園を含めた合計利用人数について、平成 20 年度から令和 6 年度の 17 年間で平成 22 年度のピーク時に比し、約 33%減少しており、本市の利用者数も全国のテニス人口と同じく減少傾向にあると言えます。

スポーツ・レジャーの多様化や少子化による児童・生徒等の減少、生産年齢人口の減少に加え、近年の酷暑による熱中症の増加等が利用者減少の要因と考えられます。市民が安心・安全にスポーツを行えるような夜間照明や利用者数に応じた適切な施設数への転換が求められています。

テニスコート利用者数推移

単位：人



(4)全国のテニスコート数の動向

前項で、2000 年以降の 20 年間で、テニス人口が約 4 割減少していることを示しました。比較年度は異なりますが、以下のとおり、1996 年から 2015 年の 20 年間でテニスコート施設、テニスコート面数が約 3 割減少していることがわかります。

種類別テニスコート(施設数)の推移

区分	H8	H27	減少割合
公共施設	7,508	5,421	▲27.8%
民間施設	2,194	1,033	▲52.9%
合計	9,702	6,454	▲33.5%

公益財団法人日本テニス協会発行「平成 29 年度テニス環境等実態報告書」から抜粋・加工

種類別テニスコート(面数)の推移

区分	H8	H27	減少割合
公共施設	27,895	22,134	▲20.7%
民間施設	10,528	4,173	▲60.4%
合計	38,423	26,307	▲31.5%

公益財団法人日本テニス協会発行「平成 29 年度テニス環境等実態報告書」から抜粋・加工

民間施設の減少が特に顕著ですが、公共施設も施設数が約 3 割、テニスコート面数も 2 割減少しています。

テニス人口は、言い換えるとテニス需要とも言え、テニス施設数や面数は需要に対する供給量と言えますが、需要の減少に合わせて、供給も減少している全国の傾向も踏まえて、本市においても、テニスコートの需要に応じた供給量を検討する必要があります。

(5) テニスコートの利用可能時間と利用状況

テニスコートの利用可能時間は、概ね類似していますが、牛ノ口公園のみ早朝・夜間利用が可能となっています。

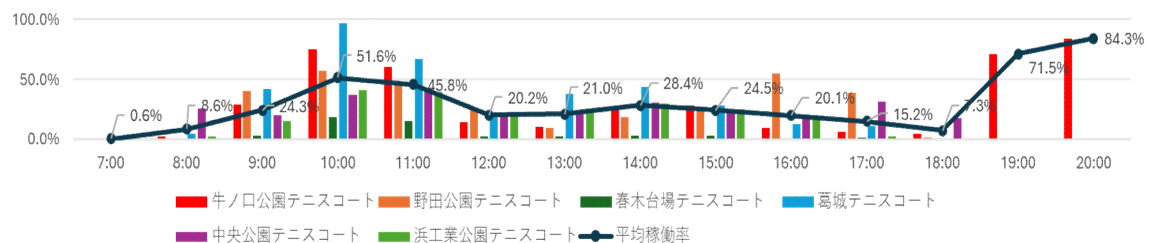
利用状況について、平日日中の稼働率は概ね低い状況ですが、夜間照明のある牛ノ口公園テニスコートの夜間稼働率が非常に高い状況です。

前項で生産年齢人口の減少という分析を示しましたが、総利用者数減少に関して、平日日中の低い稼働率は、共働き世帯の増加や高齢者の就業人口の増加が影響している可能性も考えられます。

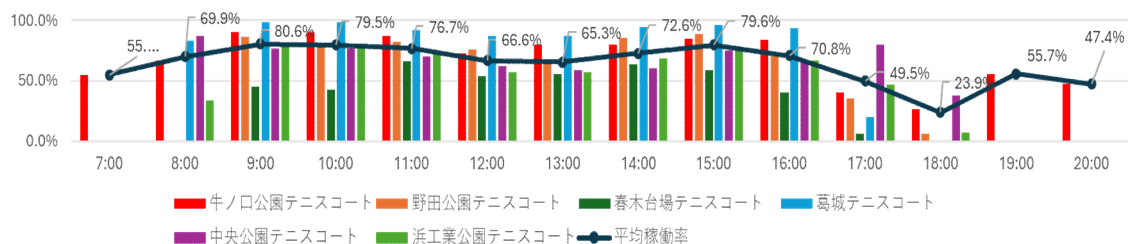
土日祝日はいずれのテニスコートも日中の稼働率が高い状況であり、総利用者数減少の中でも利用ニーズが高い状況です。

開場期間	牛ノ口公園	野田公園	春木台場	葛城	中央公園	浜工業公園
開場時間5月～8月平日	7:00～21:00	9:00～19:00	9:00～18:00	8:00～18:00	8:00～19:00	8:00～19:00
土	7:00～21:00	9:00～19:00	9:00～18:00	8:00～18:00	8:00～19:00	8:00～19:00
日・祝	7:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00	8:00～18:00	8:00～19:00	8:00～19:00
開場時間9月～4月平日	8:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00	8:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
土	8:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00	8:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
日・祝	8:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00	8:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
休場日	12/29～1/3(6日)敬老の日の前日・前々日(2日)	12/29～1/3(6日)敬老の日の前日・前々日(2日)	12/29～1/3(6日)敬老の日の前日・前々日(2日)	12/29～1/3(6日)スポーツの日の前日・前々日(2日)	12/29～1/3(6日)	12/29～1/3(6日)

令和4年度施設別テニスコート「平日」稼働率



令和4年度施設別テニスコート「土日・祝日」稼働率



(6) テニスコート施設からの半径2～3km範囲

テニスコートは市内に6か所あり、府立施設として蜻蛉池公園にテニスコートも配置されています。施設から半径2kmから3kmの円を描くと、以下のとおり重複していることがわかります。

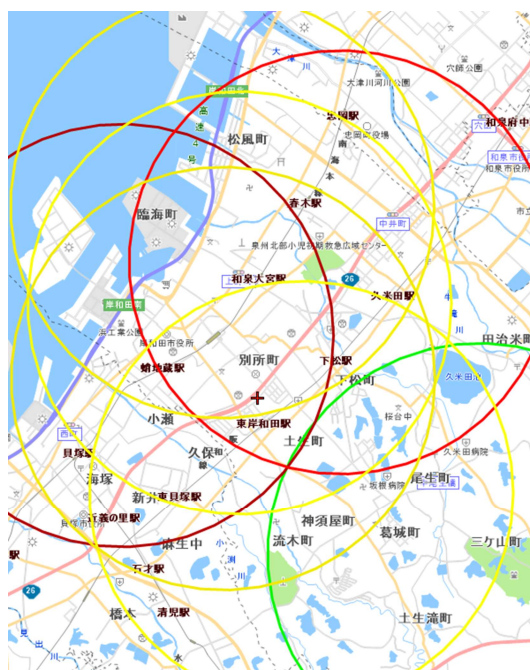
令和8年改定の公共施設等総合管理計画の市民アンケート結果では、約7割の市民が、市内の移動の交通手段が自家用車であるという結果でした。また、同アンケートでは市民の約3人に2人が、2km までであれば休まずに歩け、3kmまでであれば休まずに自転車移動が可能であるという回答結果でした。

以上の状況と踏まえると、テニスコートを利用する多くの市民は、自家用車、自転車、徒歩でいずれかのテニスコートにアクセスできる環境にあると考えられます。

半径 2km 範囲



半径 3km 範囲



黄色円: 上から春木台場、牛ノ口公園、野田公園、葛城テニスコートから半径 2・3km 円

赤色円: 左が浜工業公園、右が中央公園

緑色円: 蜻蛉池公園テニスコート(府立)

(7)施設配置と周辺環境の課題

①住環境への影響

都市部や住宅地に近接するテニスコートでは、夜間照明やプレー音による光・音の懸念から、安易な機能拡充が困難です。

②駐車場の不足

牛ノ口公園では運動広場利用者との駐車場の利用競合、野田公園は正式な駐車場はなく、プールへの進入路への駐停車といった課題が生じています。

③臨海・都市部の施設の集中

6か所のテニスコートのうち、5カ所(浜工業公園、春木台場、牛ノ口公園、中央公園、野田公園)が臨海・都市部に集中して配置されています。

2 市民意識調査結果

令和4(2022)年度に実施した「岸和田市スポーツに関する市民意識調査」において、1年間に行った運動・スポーツの中に、硬式テニスが含まれているものの、主要な運動・スポーツ活動とまでは言い難い数値である状況です。

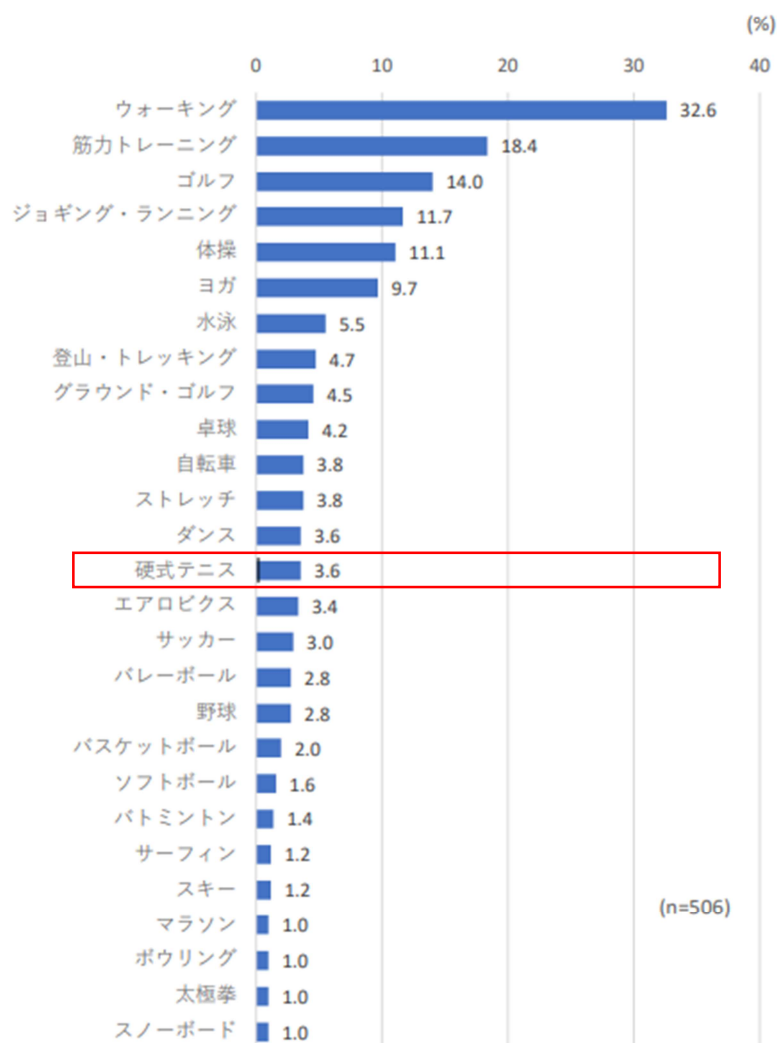
一方で、今後行ってみたい運動・スポーツの中では、ヨガ・ウォーキング・水泳の次に硬式テニスが位置し、市民の関心は一定あると言える状況です。

⑦ この1年間で主におこなった運動・スポーツ

問 12 あなたがこの1年間で主におこなった運動・スポーツ(種目)をご記入ください。

●「ウォーキング」や「筋力トレーニング」をはじめ、ひとりのできる運動・スポーツが多い

過去1年間になんらかの運動・スポーツをおこなったと回答した方に、この1年間におこなった主な運動・スポーツの種目を聞いたところ、「ウォーキング」が32.6%と最も多く、次いで「筋力トレーニング」が18.4%、「ゴルフ」14.0%、「ジョギング・ランニング」が11.7%、「体操」が11.1%とつづき、「ひとり」で実施できる運動・スポーツの種目が多くあげられている。



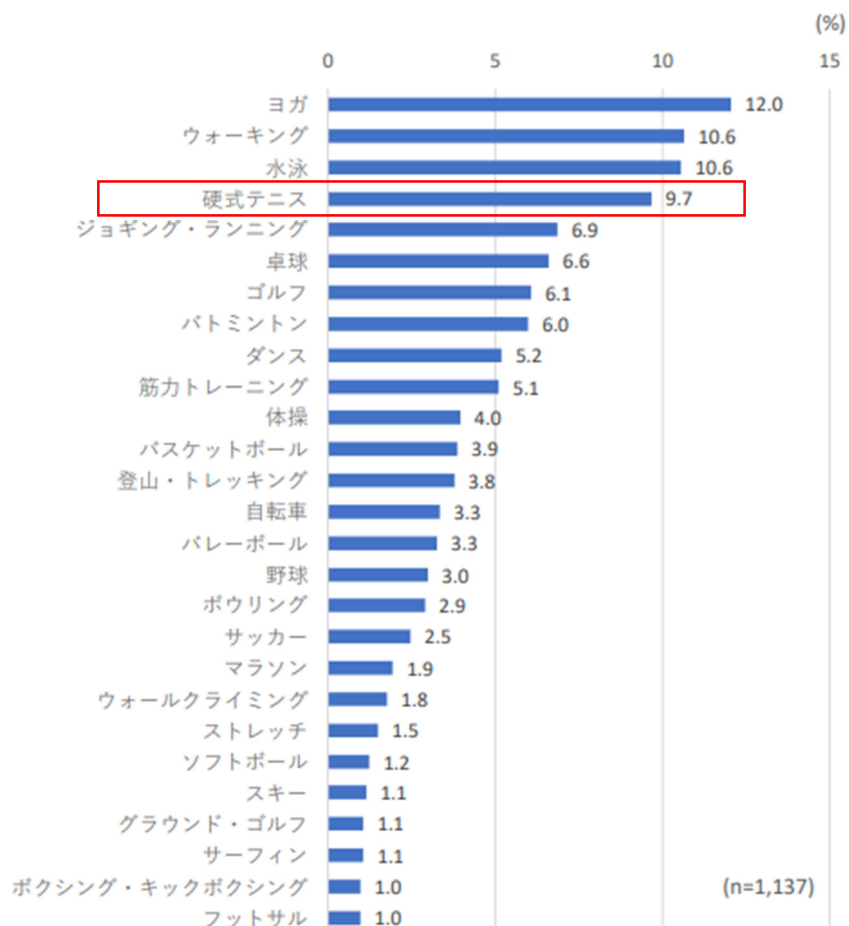
出所: 令和4年度岸和田市スポーツに関する市民意識調査

⑫ 今後おこなってみたい運動・スポーツ

問 17 あなたが今後おこなってみたい運動・スポーツ(種目)を3つご記入ください。

●ヨガやウォーキング、水泳など、ひとりでもできる種目が多いが、仲間と一緒に楽しめる種目も多い

今後おこなってみたい運動・スポーツの種目を3つ聞いたところ、「ヨガ」が12.0%で最も多く、次いで「ウォーキング」及び「水泳」がともに10.6%とつづく。「ヨガ」や「ウォーキング」、「水泳」、「ジョギング・ランニング」など、ひとりでもできる運動・スポーツの種目も多いが、「硬式テニス」、「卓球」、「ゴルフ」、「バドミントン」など、仲間と一緒に楽しめる種目も多くあげられている。



出所: 令和4年度岸和田市スポーツに関する市民意識調査

3 テニスコート再編の必要性

「1 テニスコートの現状と課題」、「2 市民意識調査結果」で整理した現状と課題をまとめると次のとおりとなります。また、これらの課題の対応策として、テニスコートの総量を縮小しつつ、夜間利用ニーズにも対応し、行政サービスを維持する必要があります。

テニスコートの現状と課題

利用者数・稼働率に応じた適切な施設数への転換
施設維持・劣化への対応に係る保全・更新費捻出

休日の高い需要と夜間利用ニーズ増加への対応
施設の配置位置、移動可能範囲を踏まえた再配置

市民意識調査でテニスへの関心を確認

現状のニーズへの対応と、
総量の削減の両立が必要

第3章 テニスコートの再編

1 再編方針

第2章で示したとおり、テニスコートについては、施設の劣化、利用者数の減少、平日の低い稼働率という課題を抱えています。一方で、休日・夜間の高い利用ニーズ、テニスへの高い関心があります。これらを両立させ、将来にわたって、市民の健康と体力の増進を図り、文化的生活向上の用に供することのできる環境を確保するため、テニスコートの総量を削減することで将来世代の負担を軽減しつつ、夜間照明の機能拡充が可能な場所で新たなテニスコートを整備します。

2 再編の具体的な内容

(1)再編対象施設

教育委員会所管テニスコート(4か所)に加え、同様に利用者が減少傾向にある中央公園テニスコート、浜工業公園テニスコートも再編対象施設として整理します。

(2)集約候補地の選定と整備テニスコート面数等

以下の理由から、牛ノ口公園、野田公園、春木台場のテニスコート3か所を廃止し、「朝陽プール跡地」へ集約・再編し、当該地に夜間照明付きテニスコートを3面整備します。

①環境優位性

周辺が緑道、臨海線、下水ポンプ場であり住宅地がなく、夜間照明を設置することが可能であり、騒音のトラブルが発生しにくい状況です。

②土地利用の制限解消

当該地には地中に下水道管渠が埋設されており、建築物の建設ができません。また、現状のプールは都市公園内に配置されていることから、土地の利活用の選択肢が非常に少ない状況です。テニスコート(建築物以外の運動施設)としての活用は、有効な土地利用策となります。

③他のテニスコートの配置関係を踏まえた対応

多くのテニスコート面数を保有し、多くの需要に対応可能な中央公園テニスコート、浜工業公園テニスコートの他、山間部の需要に対応できる葛城テニスコート、府立蜻蛉池公園テニスコートの半径3km範囲は以下の図のようになり、この4施設の半径3km範囲で、市域の殆どをカバーできます。

しかしながら、臨海・都市部の中央公園テニスコート、浜工業公園テニスコートのみで、同じく臨海・都市部にある上記以外の牛ノ口公園、野田公園、春木台場の3か所のテニスコート5面の利用需要全てをカバー(吸収)することはできません。

利用需要を吸収するためには、現在の利用状況を分析した結果、テニスコート新規2面と中央公園テニスコート、浜工業公園テニスコートで、現在の上記5面の利用需要を全て吸収できると試算しました。

【中央公園、浜工業公園、葛城テニスコート、蜻蛉池公園テニスコートから半径 3km 範囲】



施設名	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝
牛ノ口公園・春木台場・野田公園テニスコートの利用口数①	1	44	11	154	343	459	686	441	564	467	200	403	103	398
中央公園・浜工業公園テニスコート+新設テニスコートX1コート受きコマ数②	83	40	1,336	286	2,312	357	1,595	359	1,698	436	2,328	557	2,200	577
差②-①	82	4	1,325	132	1,969	302	909	-82	1,134	-31	2,128	154	2,097	179

パターン②牛ノ口公園・春木台場・野田公園テニスコート廃止、中央公園・浜工業公園のテニスコート+新設テニスコートX1コート(差③/①)で利用を吸収

施設名	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝	平日	土・日・祝
牛ノ口公園・春木台場・野田公園テニスコートの利用口数①	1	44	11	154	343	459	686	441	564	467	200	403	103	398
中央公園・浜工業公園テニスコート+新設テニスコートX1コート受きコマ数②	166	80	1,578	401	2,554	472	1,837	474	1,940	551	2,570	672	2,442	692
差②-①	165	36	1,567	247	2,211	13	1,178	33	1,376	84	2,370	269	2,339	294

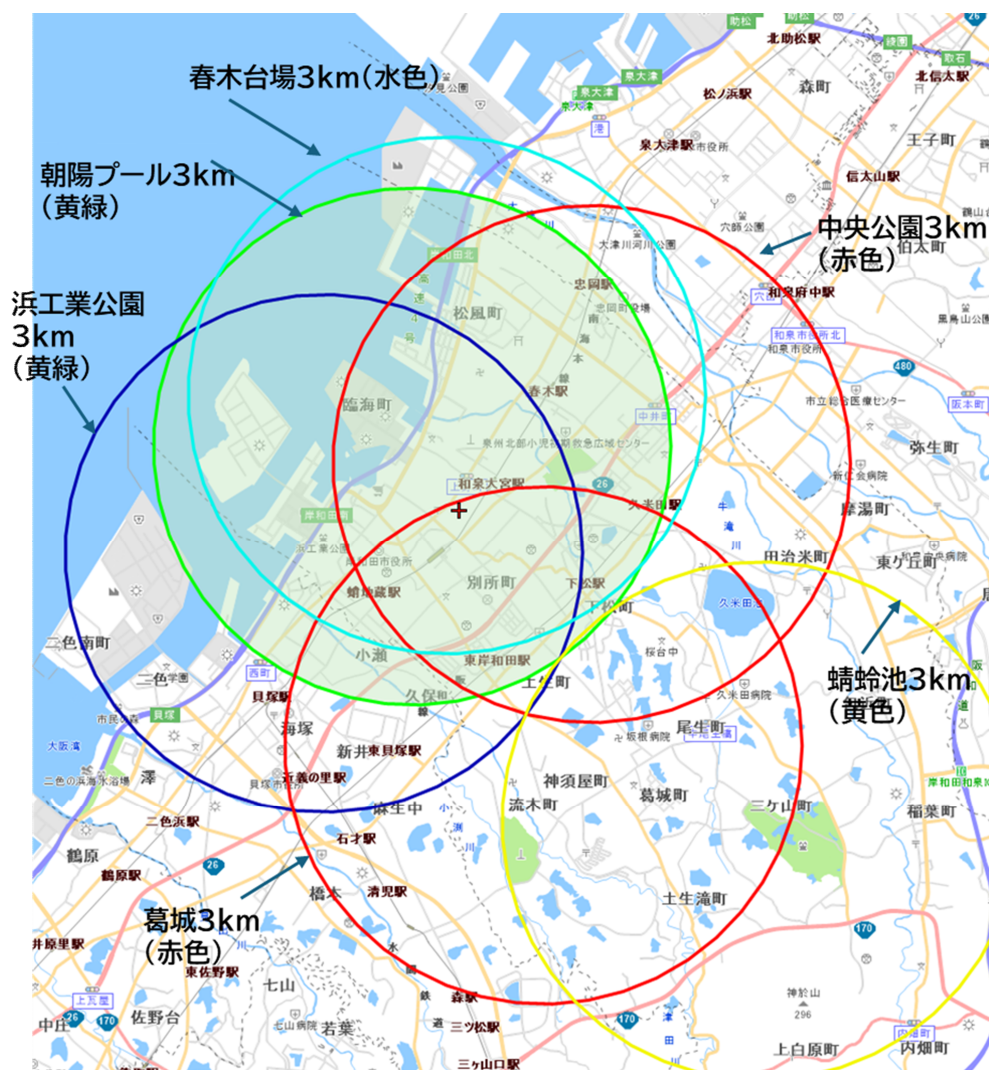
④夜間照明の充実

前項で、2面あれば、現状の需要には対応可能と整理していますが、夜間需要が非常に高いことから、2面を新たに整備したとしても、現状と変わらず、機能充実につながりません。機能充実につなげるためには、同一敷地にテニスコートを1面増設し、夜間照明を設置する必要があります。

夜間照明機能のみを拡充する場合、例えば、牛ノ口公園テニスコートを1面増設し、夜間照明を追加することが考えられますが、十分な整備敷地がなく駐車場の課題が解消できません。野田公園や春木台場、浜工業公園、中央公園のテニスコートについてもコートを増設し、夜間照明を整備できる可能性はありますが、公園地の縮小や近隣の住宅・マンションの配置状況、駐車場の課題等も考慮すると、朝陽プール跡地の方が、環境優位性が高く、夜間照明付きテニスコートを3面整備が可能です。

なお、朝陽プール地は、牛ノ口公園テニスコート、春木台場テニスコートが近く、野田公園テニスコート利用については、以下の配置関係から、浜工業公園テニスコート、中央公園テニスコート、朝陽プール地テニスコートで代替も可能と整理しました。

参考として春木台場と朝陽プール地の位置関係についても記載していますが、半径3km範囲でみると、殆どの範囲が重複しています。



(2)再編前と再編後のコスト比較及び財源について

実質的に、牛ノ口公園テニスコート(2面・夜間照明付き)、春木台場テニスコート(1面)、野田公園テニスコート(2面)を、朝陽プール地テニスコート(3面)に再編することになるので、再編前の3施設の保全・更新費及び維持管理費の見込み額と、再編後1施設の保全・更新費を次のとおり比較し、総量削減の効果があることを確認しました。

①コスト比較の考え方と整備・更新費比較

野田公園、牛ノ口公園、春木台場テニスコートは、昭和43～53年の間に整備され、整備から50年程度を迎えることになります。

R7(2025)年3月に国土交通省都市局公園緑地・景観課公園が策定した「施設長寿命化計画策定指針(案)」の劣化モデル式に基づく使用見込期間として、公園施設における防球フェンスは36年、照明灯は41年、倉庫は42年としており、テニスコートを構成する施設は、更新時期を迎えています。

また、R8(2026)年改訂の本市公共施設等総合管理計画の保全・更新費用の試算においては、簡易な倉庫、屋外便所等は、事後保全対応としていることから、テニスコート便所、倉庫についても、劣化時の修繕で対応することとし、大規模な改修等も行わない見込みです。

以上を踏まえて、上記3施設の更新費用と、新施設の整備費用を以下のとおり比較しました。

なお、費用については、テニスコートに限定した費用の比較を行うことを主な目的としており、駐車場等の周辺施設の整備費やプールの解体費等は含まれていません。また、詳細設計前の概算費用となっており、工事時には、最新の物価や駐車場等の工事範囲の変更等の状況変化により費用が大きく変動する場合があります。

現状施設(野田公園・牛ノ口公園・春木台場テニスコート)の更新費用

部位部材区分	現施設更新後※	更新単価	費用
テニスコート新設(既設撤去・不陸調整含む)	3,275 m ²	16,363 /m ²	53,588,825
ネットポスト付け替え(コア抜き・撤去、処分含む)	5 対	940,216 /対	4,701,080
センターガイド(コア抜き・撤去、処分含む)	5 対	128,204 /対	641,020
審判台取り換え(コア抜き・撤去、処分含む)	5 対	778,084 /対	3,890,420
フェンス新設(既設撤去含む)	441 m	109,424 /m	48,255,984
照明ポール1・2灯用	8 本	303,500 /基	2,428,000
照明ポール4灯用	1 本	425,500 /基	425,500
照明1灯用アーム	4 台	61,500 /台	246,000
照明2灯用アーム	4 台	75,500 /台	302,000
照明4灯用アーム	1 台	133,500 /台	133,500
照明器具	16 台	920,000 /台	14,720,000
倉庫	25 m ²	281,826 /m ²	7,045,650
便所	33 m ²	500,000 /m ²	16,450,000
合計			152,827,979

新規整備施設(朝陽プール地)の整備費用

新テニスコート各項目数値	新施設整備規模	整備単価	費用
テニスコート新設(路床調整含む)	2,104 m ²	18,644 /m ²	39,226,976
ネットポスト設置	3 対	896,851 /対	2,690,553
センターガイド設置	3 対	122,291 /対	366,873
審判台設置	3 基	742,197 /対	2,226,591
フェンス新設(既設撤去含む)	185 m	99,952 /m	18,491,120
照明ポール1・2灯用	10 本	303,500 /基	3,035,000
照明ポール4灯用	2 本	425,500 /基	851,000
照明1灯用アーム	4 台	61,500 /台	246,000
照明2灯用アーム	6 台	75,500 /台	453,000
照明4灯用アーム	2 台	133,500 /台	267,000
照明器具	24 台	920,000 /台	22,080,000
倉庫	25 m ²	281,826 /m ²	7,045,650
便所	30 m ²	500,000 /m ²	15,000,000
合計			111,979,763

上記から、比較すると、夜間照明を拡充しつつ、5面を3面に集約し、1か所に集約する方がテニスコートに関する費用は3割程度低廉な費用となり、財政効果があることがわかります。

また、施設の主な構成要素であるテニスコート人工芝面積、フェンス等の総量が明らかに少なくなることから、更新後の維持・修繕費用が低下することも明らかです。

(従来より量が増加する照明器具に対する考え方は以下②のとおり。)

②管理・運営費について

夜間照明を増設した分、電気使用料と夜間照明の修繕等に係る経費といったランニングコストが増加する見込みです。

まず、LED 球交換については、点灯目安時間が40000時間のところ、令和4年度のテニスコート1面の夜間照明稼働時間が538.5時間であり、 $40000 \div 538.5$ 時間/年=74年であり、減価償却期間15年、劣化モデル式の使用見込期間が41年を超えるため、球切れ対応ではなく器具劣化等による更新対応になると想定されます。

次に、新規施設の照明拡充による増加分の費用の考え方は次のとおりとなります。なお、年額換算については、照明灯の減価償却期間が15年、劣化モデル式の使用見込期間が41年であることを考慮し、仮に20年間使用する場合、年費用換算額を以下のとおり算定しました。

	照明器具 更新・整備費	年費用換算 A (20 年使用)	電気使用料 B (年)28 円/kwh	合計 A+B	歳入見込
現状2面 コート更新	18,255,000 円	912,750 円	89,262 円	1,002,012 円	1,077,000 円
新規3面 コート整備	26,932,000 円	1,346,600 円	133,893 円	1,480,493 円	1,615,000 円

2面整備と3面整備で、年換算費用が 50 万円程度増加する見込みですが、夜間照明を利用する場合、テニスコート使用料と別に1面あたり30分で500円、1時間で 1000 円必要であるため、令和 4 年度実績の年間利用時間 538.5 時間×1000 円×2面=1,077,000 円の歳入がある状況を踏まえると、照明設備に係る投資・ランニングコスト分は、現状と同程度の期間または、少なくとも 20 年、照明灯を更新せず、利用し続ける場合は、概ね使用料で回収できる見込みであり、3面整備の場合でも稼働率が同程度であれば同様に投資費用は、使用料で回収できる見込みです。

よって、夜間照明を増設した分、更新費用、ランニングコストは増加しますが、歳入で賄うことが見込まれることから、実質的な一般財源負担額は夜間照明により増加することはないと見込まれます。

この他、現在のテニスコートについては、基本的に無人管理であり、総合体育館配置職員がコートのダイヤルキーナンバーを利用者に伝達し、使用してもらっており、3面が1面に集約しても、その業務量に変更はなく、集約に係るコスト削減効果はありません。

ただし、現状作業員2名が、定期的に運動広場5施設、テニスコート4施設を巡回し、施設を点検・確認していますが、点検箇所が9施設から、6施設に減少するため、作業員2名の労務費は削減される見込みです。

③まとめ

上記①②の分析から、テニスコート3施設(5面・夜間照明2面)をテニスコート1施設(3面・夜間照明3面)に再編した場合、保全・更新に係る一般財源負担額は減少すると見込まれます。

④整備に必要な財源

テニスコートの集約・再整備に関して、国の補助金等はありません。ただし、前述のとおり、テニスコートの維持管理・更新に係る費用は、集約前に比べて減少することが明らかであるため、交付税措置のある有利な起債(公共施設等適正管理推進事業債(集約・複合化事業、充当率 90%・交付税措置率 50%※))を活用できる可能性があります。

※公共施設等適正管理推進事業債は令和 8 年度末が期限となっていますので、延長されることが活用の前提となります。また本起債を活用する場合は統合前の施設を統合後 5 年以内に廃止、除却する必要があります。

(3)再編時期、内容(予定)

令和8年 7 月:本計画公表

令和9年度:朝陽プール地テニスコート整備設計

令和9年度:朝陽プール解体工事

令和 10 年度:朝陽プール地テニスコート整備工事開始

令和 11 年度:朝陽プール地テニスコート整備工事竣工

令和 11 年度:朝陽プール地テニスコート供用開始

※公共施設等適正管理推進事業債の適用条件が「統合前施設の除却は、統合施設の供用開始から 5 年以内に行うこと」であるため、令和 16 年 6 月までに除却することとします。

岸和田市立社会体育施設再編実施計画(テニスコート編)
(令和 8(2026)年7月策定)

岸和田市教育委員会 生涯学習部スポーツ振興課
〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町 7 番 1 号
Tel:072-423-2121(代表)